

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
33	特別児童扶養手当事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊後大野市は、特別児童扶養手当事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために法令を遵守するとともに、適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

豊後大野市長

## 公表日

平成30年4月10日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	46 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に関する事務
②事務の概要	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、一定の要件を満たした障がい児を養育している保護者に対して支給される特別児童扶養手当の事務を行っている。認定、支給については、大分県によって行われる。</p> <p>具体的な手続及び使用するシステムは、</p> <p>①特別児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理又はその請求に係わる事実についての審査-ア、イ</p> <p>②法による特別児童扶養手当証書の交付</p> <p>③未支払いの特別児童扶養手当の請求の受理又はその請求に係わる事実についての審査 -ア、イ</p> <p>④特別児童扶養手当の額の改定の請求の受理又はその請求に係わる事実についての審査 -ア、イ</p> <p>⑤特別児童扶養手当に係る届出の受理又はその届出に係る事実についての審査-ア、イ</p> <p>⑥特別児童扶養手当額改定届の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査-ア、イ</p> <p>※事務の管理は、書類(紙)で行っている。</p>
③システムの名称	(ア)MICJET番号連携サーバー、(イ)中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
中間サーバーファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の46の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>1: 情報提供の根拠 特別児童扶養手当に係る情報については、情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。</p> <p>2: 情報照会の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の66の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子育て支援課
②所属長	子育て支援課長 高野 辰代
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課法規係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子育て支援課

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人未満(任意実施) ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

